

第 68 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

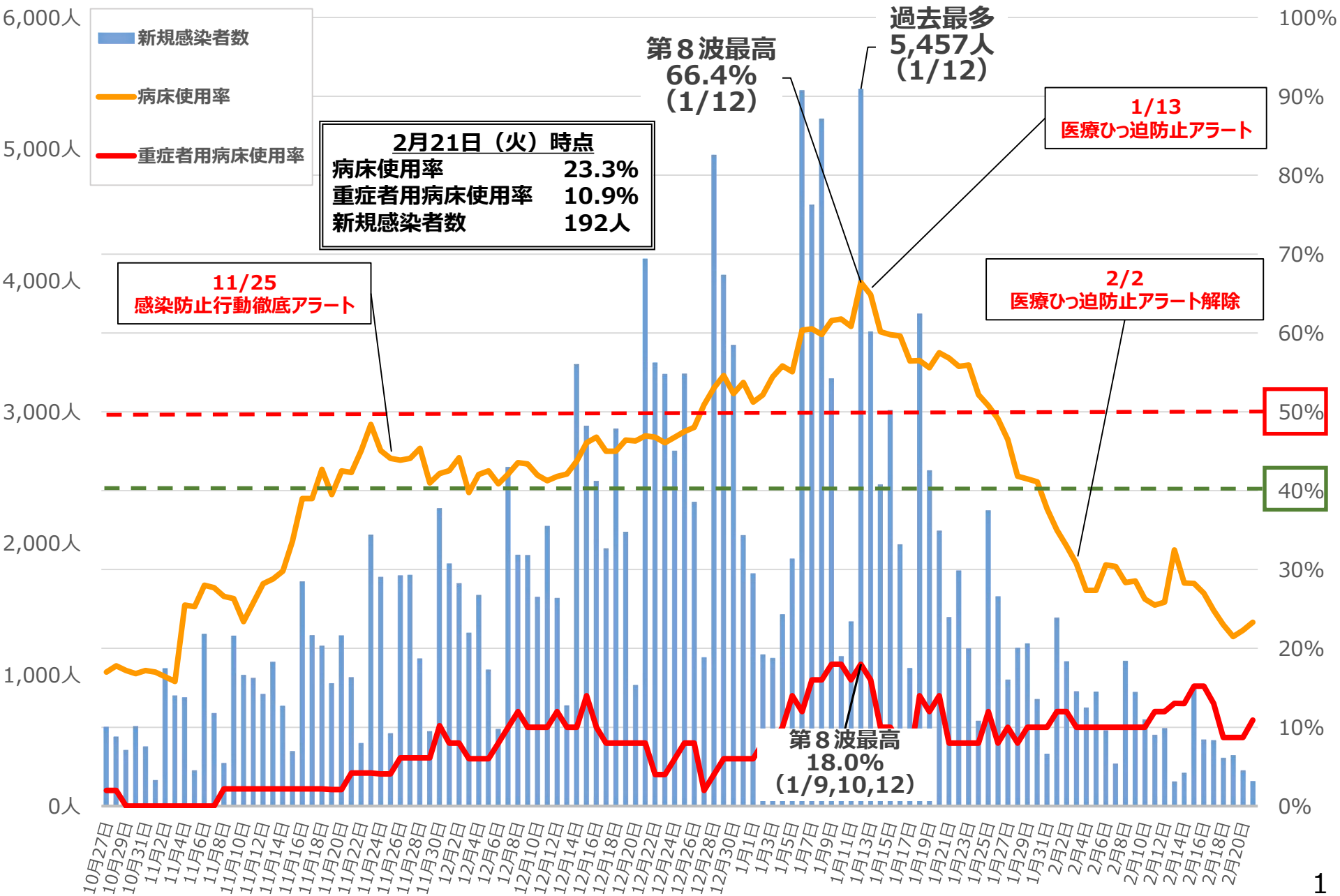
事 項 書

令和 5 年 2 月 2 2 日（水）  
書面開催

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内感染状況等について
- 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』  
の改定について

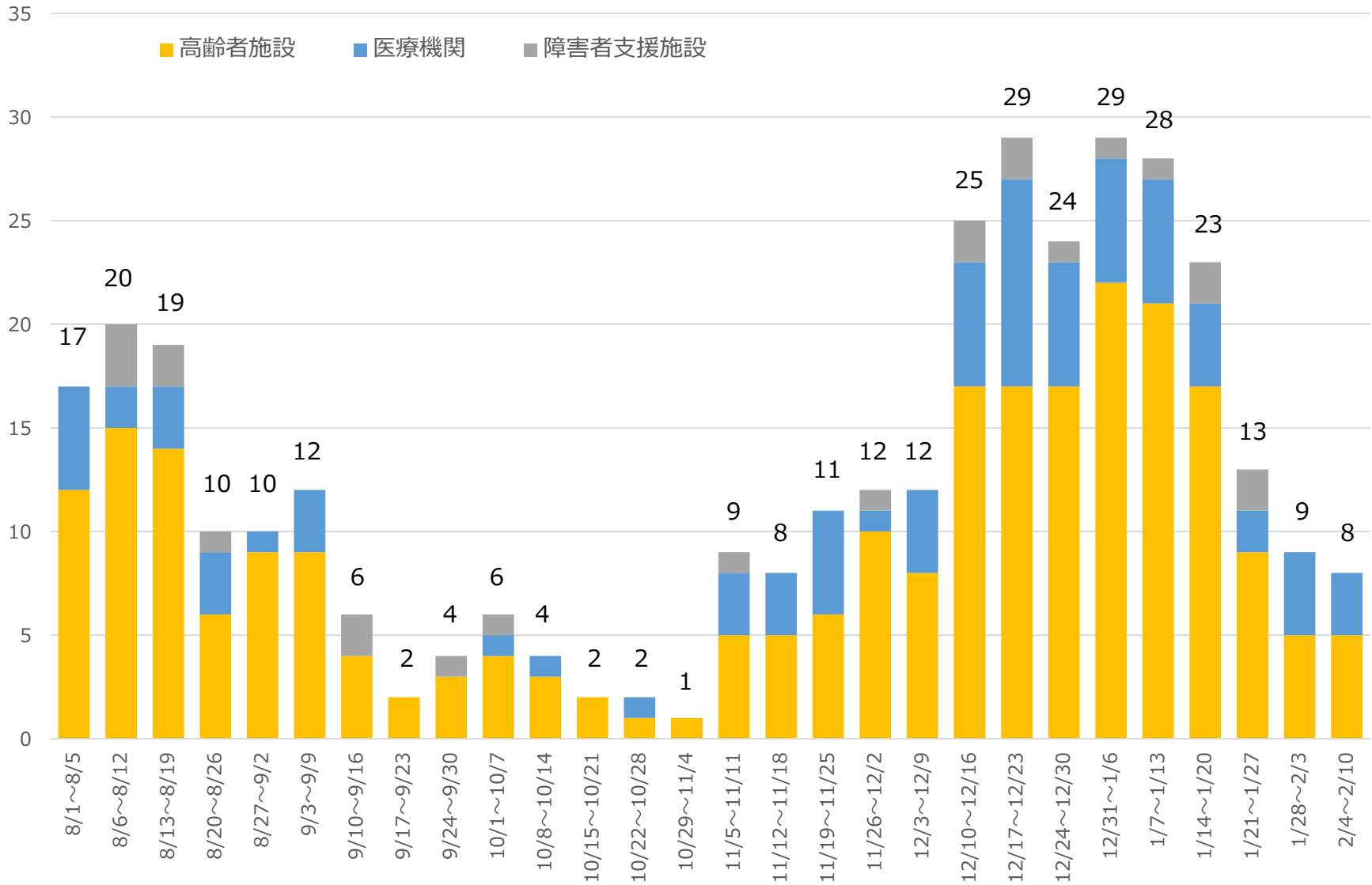
# 新型コロナウイルス感染症の 県内感染状況等について

# 三重県 新型コロナウイルス感染症 第8波感染状況



# ハイリスク施設におけるクラスター発生状況

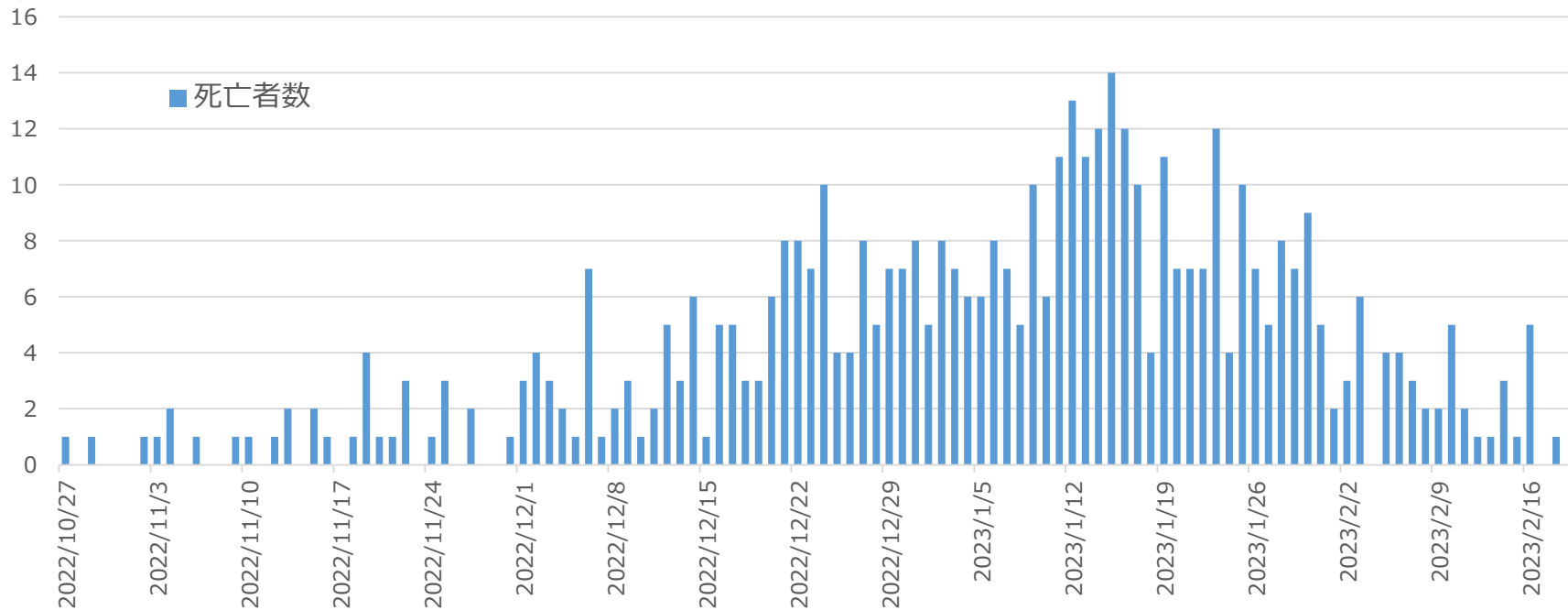
集計期間：R4.8.1～R5.2.10



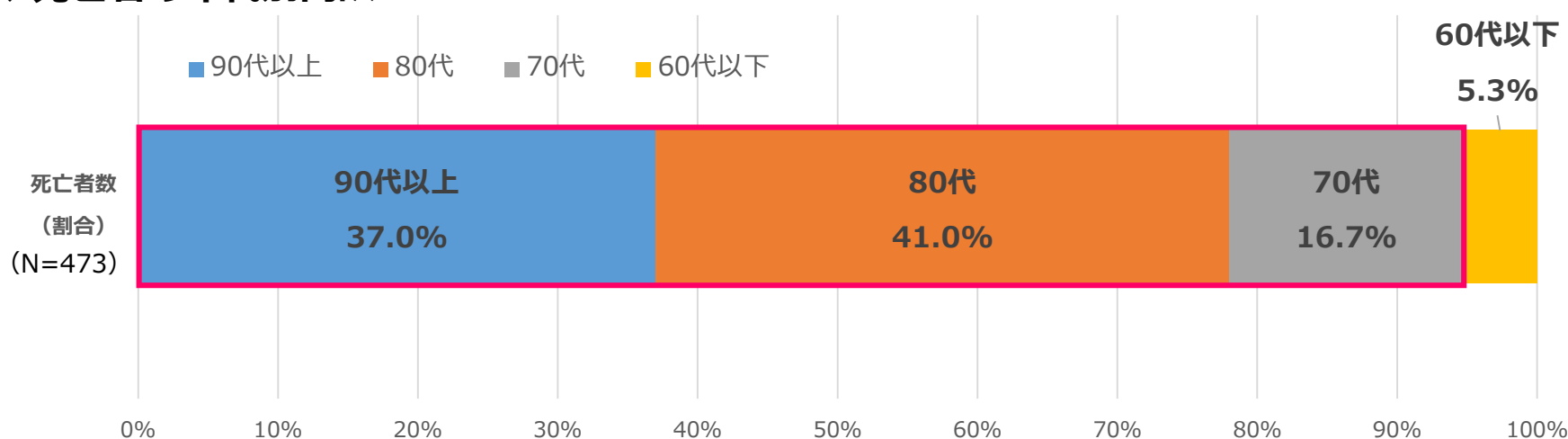
# 死亡者の状況 (第8波)

【集計期間：R4.10.27～】R5.2.20時点

## ◆死亡者の推移



## ◆死亡者の年代別内訳



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 18

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和5年2月22日

三重県

## はじめに

令和4年10月末からはじまった感染拡大の第8波は、年末年始にかけ感染者が増加し、令和5年1月12日には新規感染者数が過去最多となるなど最大の感染拡大となりました。季節性インフルエンザも3年ぶりに流行期に入っており、医療機関への負荷の継続が懸念されるものの、1月中旬以降は新規感染者数や病床使用率等が減少傾向となるなど感染状況は落ち着きをみせつつあります。

このような中、政府において、病原性が異なる変異株の発生といった特段の事情が無い限り新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）における位置づけを令和5年5月8日から、5類感染症とすることが示され、様々な対策の見直しが進められています。また、5類への位置づけの変更に先立ち、マスクの着用に関する考え方が見直され、令和5年3月13日以降は、マスクの着用については個人の判断に委ねられることとなりました。

これを受け、本県においても今後の感染防止対策についてお示しするため「三重県指針」を改定します。

感染症法上の取扱いやマスク着用の考え方が変更されても、ウイルスが無くなるわけではありません。引き続き、ご自身の感染リスク、周囲の方へ感染を拡げるリスクを考慮し、場面に応じ必要な感染防止対策を実施していただくことが重要です。

今後、本格的に新型コロナウイルスと共生する社会となってまいります。感染への不安の感じ方はそれぞれの立場や状況で違うことを理解し、互いを尊重しあえる社会を作っていくことが必要です。県としても医療提供体制の適切な提供など県民の皆様の不安を取り除けるよう取組を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年2月22日  
三重県知事 一見 勝之

# 1. 県民の皆様へ<sup>1</sup>

## (1) 感染防止対策の考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」に当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保することが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、咳やくしゃみ、会話等の際に排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策が有効であるとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。
- マスクの着用の考え方については、以下のとおりです。

【令和5年3月12日（日）まで適用】

	人との距離の確保ができる (2m以上を目安)		人との距離の確保ができない	
	屋内※1	屋外	屋内※1	屋外
会話を行う	着用推奨※2	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※2 十分な換気など対策を講じている場合はマスクを外すことも可能

- なお、屋外で気温や湿度が高い場合は、熱中症予防の観点から、人との間隔を2m以上とるか、会話を行わず、マスクを外すことを推奨します。

【以上について、令和5年3月12日（日）まで適用】

【令和5年3月13日（月）から適用】

- マスクは個人の判断で着脱をお願いします。

- なお、以下の場合においては、マスク着用を推奨します。

- ・ 医療機関を受診する場合
- ・ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、また、こうした施設の従業員の勤務中
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス等に乗る場合
- ・ ただし、概ね全員の着席が可能な特急列車、高速バス、貸切バス等を除く

<sup>1</sup> 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。  
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。  
（「2. 県外の皆様へ」を除く）



○新型コロナウイルスの感染拡大時に、重症化リスクの高い方が混雑した場所を訪れる場合は感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

○高齢者や基礎疾患をお持ちの方等、重症化リスクの高い方と会う場合は、感染を拡げないためマスク着用が有効ですので、検討をお願いします。

○症状がある方、検査で陽性となった方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控え、やむを得ず外出をする場合は、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

【以上について、令和5年3月13日（月）から適用】

○マスクの着脱については、本人の意に反し無理強いされるものではありません。各自で適切な感染防止対策となるよう対応をお願いします。

○マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。

また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。

○夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。

## （2）感染防止対策の実施

○『新しい生活様式』（参考資料1）を参考に、感染症に強い生活様式を定着させてください。

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

○飲食の際は感染リスクが高まるため、場面に応じた感染防止対策をお願いします。  
例えば、換気など対策の徹底された店舗の利用、座席間隔の確保といった対策をお願いします。

○飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。

○家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

○特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策の徹底をお願いします。周囲の方におかれましても、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合や病院などへ行く場合は、特に感染防止対策をお願いします。

○感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。また、症状が軽く重症化リスクが低い方は、ご自身

で購入される抗原定性検査キット<sup>2</sup>の利用も含め「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」の活用もお願いします。

- 体調不良時への備えとして、抗原定性検査キットや、解熱鎮痛剤、体温計に加え、日持ちする食料（5～7日分）などの生活必需品の事前準備をお願いします。
- 新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こうした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願いします。
- ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）

電話：080-3300-8077（平日及び日曜日 9:00～17:00）

- 県外へ移動する際は、移動先の都道府県が呼び掛ける感染防止対策もご確認いただき、対策の実施をお願いいたします。

### （3）飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

- 県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』<sup>3</sup>」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。

※認証店舗はホームページに掲載しています。 <https://mieria.kankomie.or.jp/eat/>

## 2. 事業者の皆様へ

### （1）感染防止対策の徹底

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- 特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、対策を徹底してください。

---

<sup>2</sup> 「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示された国が承認したキット

<sup>3</sup> 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

○【令和5年3月13日（月）以降】マスクの着脱については個人の判断でお願いすることとしますが、感染対策上又は事業上の理由により、必要に応じ利用者や従業員にマスクの着用を求めることは妨げません。

○集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

●三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)

●三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)

●厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

(<https://www.covid19-info.jp/>)

●内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

○普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診や検査を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。

○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。

○労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。

○市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

## （2）感染防止対策にかかる認証制度等の活用

○飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

### 3. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 治療にあたっている医療従事者、県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- 【令和5年3月13日以降】マスクの着脱は個人の判断でお願いすることとなりますが、マスクの着脱は本人の意に反し無理強いされるものではありません。マスクの着脱にかかる人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- マスク着用が推奨される場面等においても、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はほしくないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報<sup>4</sup>をご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ●三重県人権センター相談窓口         | 電話:059-233-5500 |
| 9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日 |                 |
| ●法務省（みんなの人権110番）       | 電話:0570-003-110 |
| 8:30～17:15 ※平日         |                 |



Citrus Ribbon  
PROJECT

たとえウイルスに感染しても、  
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に

三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

<sup>4</sup> みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト <https://covid19-vaccine.mie.jp/>  
厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html) など

## 4. 感染状況のモニタリングと感染拡大時の対応

### (1) 感染状況のモニタリング

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、確保病床使用率、重症者用病床使用率、新規感染者数、入院患者数等についてモニタリングを行っています。

### (2) 感染拡大時の対応

今後の感染拡大時には、次のいずれかにより対応します。

#### 《オミクロン株が主流である間の対応》

感染しても入院が必要となる方の割合が少なく、急激な医療提供体制のひっ迫がみられない現状をふまえ、オミクロン株が主流である間については、以下のとおり対策を実施します。

#### ①感染防止行動徹底アラート

【基準】病床使用率 40%以上

(病床確保計画通常フェーズ3における病床数に対する使用率)

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

#### ②医療ひっ迫防止対策強化宣言

外来診療も含め医療提供体制に負荷が増加し、社会経済活動にも支障が生じ始めている状態となった際に発出

【基準】病床使用率50%以上

上記の指標に加え、以下の事象の状況等をふまえ総合的に判断

保健医療の負荷の状況

- ・ 診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況
- ・ 救急搬送困難事例が急増
- ・ 医療従事者に欠勤者が多数発生、入院医療の負荷が高まる

社会経済活動の状況

- ・ 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

例) 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控える

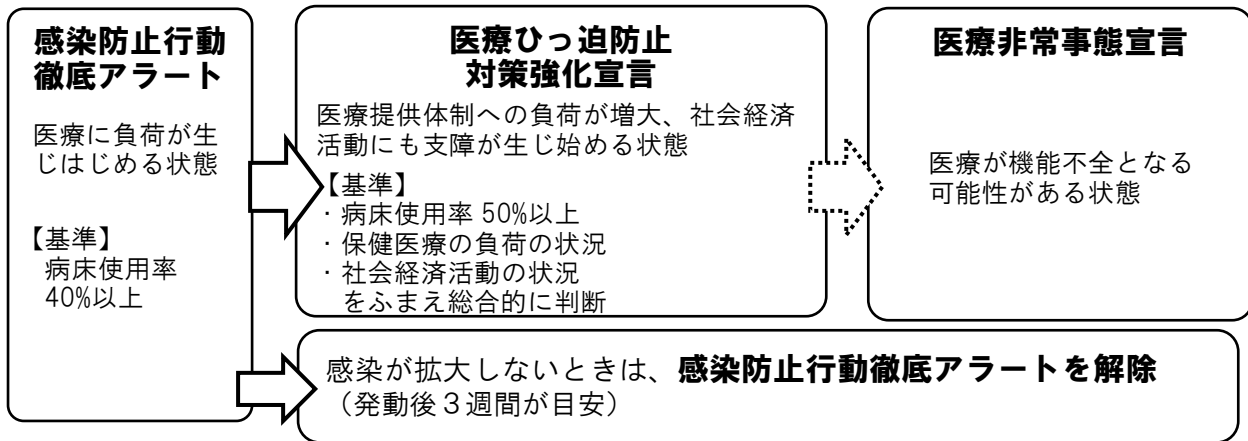
高齢者施設における検査の実施への協力要請 など

※併せて、政府に対し「医療ひっ迫防止対策強化地域」への指定を要請

さらに感染状況が悪化し、医療が機能不全となる可能性がある場合には、「医療非常事態宣言」を発出するとともに、政府に対し「医療非常事態地域」への指定を要請します。

(感染防止行動徹底アラートの解除について)

アラートの発動から約3週間後も医療ひっ迫防止対策強化宣言に移行しておらず、発出時より感染状況の改善がみられる場合は、感染防止行動徹底アラートを解除します。



《感染状況が大きく変化した場合の対応》

新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合などにおいては、早期に感染防止対策を実施することができるよう第6波までの対応と同様の基準により、以下のとおり対策を実施します。

① 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上

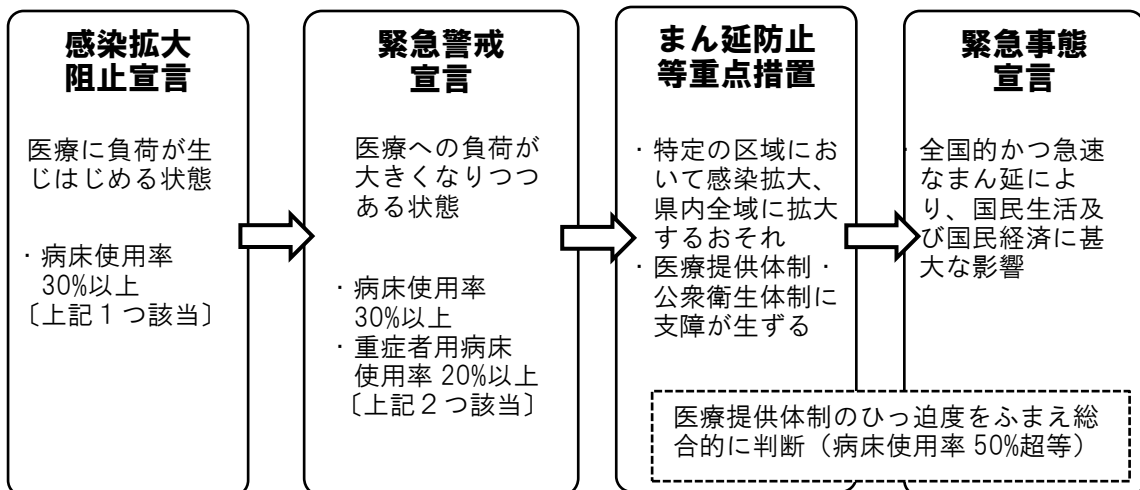
【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

② 三重県緊急警戒宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上
- ・重症者用病床使用率 20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など



## 参考資料1

※マスク着用の考え方については令和5年3月13日以降P 2, 3の考え方となります。

# 新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

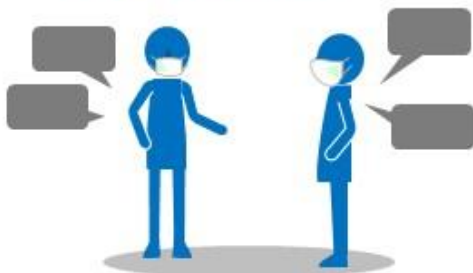
### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用  
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う  
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて  
水と石けんで丁寧に  
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

### ● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする  
接触確認アプリの活用も

### (2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック  
発熱又は風邪の症状がある場合は  
ムリせず自宅で療養



## 「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### ● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



#### ● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### ● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



#### ● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

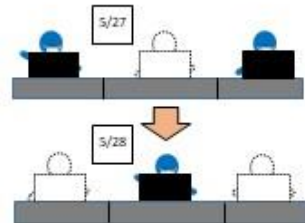
#### ● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

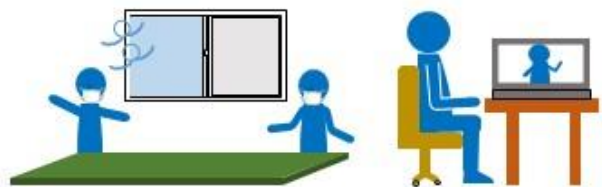


### (4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気と マスク



三重県  
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force





## 参考資料2

※マスク着用の考え方については令和5年3月13日以降P 2, 3の考え方となります。

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。  
また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間**での**共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わり**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

### 参考資料3（事業所における感染防止対策）

以下は、事業所における感染防止対策の一例です。業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等も確認し、業種や施設の種別に応じた感染防止対策の実施をお願いします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は、内閣官房ホームページに掲載されています。  
[\(https://corona.go.jp/\)](https://corona.go.jp/)

※事業所におけるマスク着用については、令和5年3月13日以降P5の考え方となります。

#### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	オンライン会議の活用
	密となるような行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染等の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗い
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗い
	店舗、事務所内の適切な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等
	オンライン会議の活用

上記の取組に加え、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。なお、気温・湿度が高い中で、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話がほとんどない場合には、マスクをはずすことを推奨します。

●感染防止チェックシート  
(飲食店用)

(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

**店舗名**

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- お客様同士ソーシャルディスタンスを確保します ※2m (最低1m以上) を確保
- 店内が混み合う場合は、利用者数を制限 (通常の半数以下) します
- 飲食物は利用者の正面に置きません
- 店内・使用物 (機器・座席等) の消毒を徹底します
- 店内の定期的な換気を徹底します
- 清掃時には、ドアを解放します
- 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

**事業者名**

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(一般事業者用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 
- 
- 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

**店舗名**

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

【参考】令和4年11月11日政府新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された  
オミクロン株対応の新レベル分類に対する本県における対応

	目安となる指標	事象		
	病床使用率	感染状況	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況
レベル1 感染 小康期	-	感染者は低位で推移しているか、徐々に増加	・外来医療/入院医療ともに負荷は小さい	-
レベル2 感染 拡大初期	30%以上 <u>157床</u> /522床	感染者が急速に増え始める	・診療・検査医療機関の患者数が急増し負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数が増加	職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障を生じる事業者が出始める
レベル3 医療負荷 増大期	50%以上 <u>294床</u> /587床 重症病床使用率も考慮	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生	・診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生 ・救急搬送困難事例が増加 ・医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生
レベル4 医療機能 不全期	80%以上 <u>499床</u> /623床 重症病床使用率も考慮	今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生	・膨大な数の感染者に診療・検査医療機関や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到 ・救急車を要請されても対応しきれなくなり、通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・入院が必要な中等症Ⅱ・重症患者が著しく増加 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生 ・通常診療を大きく制限せざるを得ない状況	欠勤者数が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』【別冊】 イベントの開催基準等

## 1 適用期間

イベントの開催基準等は、令和5年3月13日（月）から当面の間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

## 2 イベント参加者の皆様へ

- イベントに参加する際は、人と人の距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- イベント前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの低減を心がけてください。

## 3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

### <イベントの開催基準>

#### (1) 感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超）

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙1）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙2-1）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙1の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
収容定員まで	<p style="text-align: center;">100%以内</p> <p style="text-align: center;">収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保</p>

○具体的な手続は次のとおりです。

① 「感染防止安全計画」の策定・提出

- ・別紙2-1「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。（県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。）その際、併せてイベントの概要がわかる計画書や会場図等（既存資料等）も提出してください。（後述するチェックリストの作成・公表は不要です。）

※それぞれの対策について、イベントの規模に対して妥当性や実効性があるかが判断できるよう、具体的な数量・頻度・箇所、実際に実行できる体制・運用ルール等について、計画に記載または資料を添付してください。

- ・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることのないようにしてください。

② 「イベント結果報告書」の作成・提出

- ・イベントの終了後は別紙2-2「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。
- ・問題が発生（クラスター発生の可能性、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話:059-224-2352 メール:kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00~17:00 ※月~金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、原則として感染防止安全計画を提出してください。

(注)まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について

- ・三重県にまん延防止等重点措置が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は収容定員までとします。
- ・三重県に緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は10,000人とします。
- ・その場合でも、感染防止安全計画に「対象者全員検査」の実施計画を記載することにより、人数上限を収容定員までとすることができます。
- ・対象者全員検査の実施計画を含まない感染防止安全計画について県の確認を受けたのち、三重県に緊急事態宣言が適用され、その期間中にイベントを開催することとなった場合は、必要に応じて対象者全員検査の実施計画を県へ提出してください。
- ・感染状況を鑑み、対象者全員検査による人数上限の緩和を行わないことがありますのでご留意ください。

## (2) それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
○収容定員 10,000 人超の場合 ⇒ 収容定員の 50% ○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	100%以内  収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※ (ア) (イ) の人数のいずれか少ない方を限度とします。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」(別紙1)の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

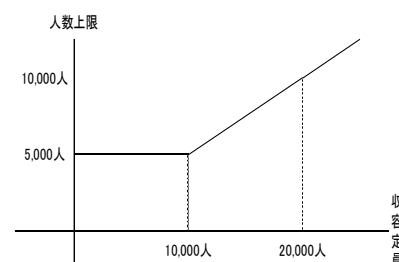
また、「感染防止対策チェックリスト」(別紙3)を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。(原則として県への提出は必要ありません。)

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

### (ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、「5,000 人または収容定員の 50%のいずれか多い方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ)の収容定員が設定されていない場合と同様とします。



### (イ) 収容率の上限

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の 100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人が触れ合わない間隔を空けてください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が 5,000 人以下の規模のイベントを開催するときは、別紙3のチェックリストを作成・公表してください。(原則として県への提出は必要ありません。)

(注) まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について

- ・三重県にまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は 5,000 人、収容率上限は、「大声あり」のイベントの場合：50%、「大声なし」のイベントの場合：100%とし、人数上限と収容率上限の人数のいずれか少ない方を限度とします。

(「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを指します。)

別紙1 イベント開催等における必要な感染防止対策

基本的な感染防止対策	具体的な対策例 ※対策の例であり、必須の取組ではありません
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>*必要な換気量（一人当たり換気量 30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</p> <p>*機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</p> <p>*機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70%</p> <p>*屋外開催は除く（控室などで屋内を使用する場合は必要）</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>



基本的な感染防止対策	具体的な対策例 ※対策の例であり、必須の取組ではありません
<b>(2) その他の感染対策</b>	
<b>④ 飲食時の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 上記(1) 感染経路に応じた感染対策(①～③)と併せて、飲食時の感染対策の周知	<input type="checkbox"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <input type="checkbox"/> 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 <input type="checkbox"/> 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策(身体的距離の確保等)
<b>⑤ イベント前の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
<b>2. 出演者やスタッフの感染対策</b>	
<b>⑥ 出演者やスタッフの感染対策</b> <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記1.(1) 感染経路に応じた感染対策(①～③)に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 ・健康アプリの活用等による健康管理 ・出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <input type="checkbox"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 ・控室等における換気の徹底、三密の回避 ・イベント前後を含めた1.(2) ④ 飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ <input type="checkbox"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

※上記に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」等に記載の三重県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守してください。

※「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、「具体的な対策例」を参考に、個々のイベントにおける感染防止対策が適切に実施できているかをチェックした「感染防止対策チェックリスト」をホームページ等で公表してください。

# 感染防止安全計画

## 1. 開催概要

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載してください。)	
出演者・ チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分 ) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載してください。)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人とは触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇, 〇〇〇人 (収容定員ありの場合に記載)	
参加人数	〇〇, 〇〇〇人	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限10,000人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> 実施しない	
その他 特記事項		

## 2. 具体的な対策

### 1. イベント参加者の感染対策

#### (1) 感染経路に応じた感染対策

##### ① 飛沫感染対策

##### <チェック項目>

- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

##### <具体的な対策>

- <記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません
- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
  - 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

##### (記載欄)

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

② エアロゾル感染対策

<チェック項目>

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
  - 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）
  - 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け
  - 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%
  - 屋外開催は除く（控室などで屋内も使用する場合はチェック必要）
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 各施設の設備に応じた換気
  - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気
  - 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施
  - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○  
     ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○  
     ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○  
     ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

### ③ 接触感染対策

#### <チェック項目>

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

#### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

#### （記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## (2) その他の感染対策

### ④ 飲食時の感染対策

#### <チェック項目>

- 前記（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）と併せて、飲食時の感染対策の周知

#### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません

- アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ
- 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨
- 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）

#### (記載欄)

- (1) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑤ イベント前の感染対策

<チェック項目>

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

<具体的な対策>

<記載項目(例)> (※) 対策の例であり、必須の取組ではありません

- > 体制構築の上、検温・検査の実施
- > 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## 2. 出演者やスタッフの感染対策

### ⑥ 出演者やスタッフの感染対策

#### <チェック項目>

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前記1.（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

#### <具体的な対策>

- <記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではありません
- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
    - 健康アプリの活用等による健康管理
    - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
    - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
    - 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
  - 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
    - 控室等における換気の徹底、三密の回避
    - イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
  - ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※提出時には、イベントのチラシや計画書・会場図等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。



3～4は、該当する場合のみ記載してください。

### 3. 対象者全員検査に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限10,000人を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて（令和4年1月7日付け事務連絡）」、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日付け事務連絡）」及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について（令和3年11月19日付け事務連絡）」を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

### 4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）  
（氏名）

主な助言内容：

# イベント結果報告書

別紙 2 - 2

## ○イベントの情報

イベント名	
出演者、チーム等	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）	
主催者所在地（市区町村）	
主催者所在地（番地等）	
開催会場（名前）	
都道府県	三重県
都道府県コード	24
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
感染防止安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因  ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○**感染防止対策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止対策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

# イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第4版（令和5年3月版）】

<b>開催概要</b>	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報を記載してください。	
<b>イベント名</b>	(開催案内等の URL があれば記載してください。)	
<b>出演者・チーム等</b>	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧を作成してください。)	
<b>開催日時</b>	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を作成してください。)	
<b>開催会場</b>		
<b>会場所在地</b>		
<b>主催者</b>		
<b>主催者所在地</b>		
<b>主催者連絡先</b>	(電話番号)	(メールアドレス)
<b>収容率(上限)</b> いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり  100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし  人と人とが触れ合わない程度の間隔
<b>収容定員</b>	○,○○○人 (収容定員ありの場合に記載)	
<b>参加人数</b>	○,○○○人	
<b>その他特記事項</b>		

# 感染防止対策チェックリスト

【第4版（令和5年3月版）】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

## 1. イベント参加者の感染対策

### (1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策	<input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
②エアロゾル感染対策	<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
③接触感染対策	<input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

### (2) その他の感染対策

④飲食時の感染対策	<input type="checkbox"/> 前項（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）と併せて、飲食時の感染対策の周知
⑤イベント前の感染対策	<input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

## 2. 出演者やスタッフの感染対策

⑥出演者やスタッフの感染対策	<input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項1.（1）感染経路に応じた感染対策（①～③）に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記に加え、「三重県指針」等に記載の三重県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。